

入所確認書

ご入所に際し、入所申込書と入所確認書(本文)の内容をご確認の上、下記に署名・ご捺印下さい。なお未成年のお客様のご入所につきましては、親権者の入所確認も必要となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

1 入所規則について

- ① 入所後は所内の規律や法令で定めていることを守り、秩序正しく行動して下さい。万一、当所の秩序を乱すことがあった場合は、退所処分になります。
- ② 天災地変、その他当所がやむを得ないと判断した場合に、教習を中止または休所とする場合があります。
- ③ 教習中に起きた事故等により死傷した場合は、当所の定める範囲内での賠償となります。

2 料金のお支払い時期及び方法について

- ① 教習料金は、原則として入所申込み時に現金またはクレジットローンでお支払いいただきます。
- ② 入所申込後における諸料金の払い戻しは、未使用分の技能教習及び検定料のご返金に限らせていただきます。
- ③ 法律の改正により消費税率に変動があった場合や当所の料金改正があった場合は、改正日より新税率や新料金での対応とさせていただきます。その際発生する差額分の料金につきましては、追加でご負担いただきますので予めご了承ください。

3 技能教習の料金等について

- ① 規定時間を越えた技能教習や補修教習・自由教習は、1時限毎に追加の技能教習料が必要となります。
- ② 法令の改正等により追加教習の必要が生じた場合は、追加教習分の料金が必要となります。
- ③ 高速教習を受講されるお客様は、教習時に別途高速道路通行料が必要となります。

4 技能教習等のキャンセル料について

技能教習の当日キャンセル、技能検定の前営業日15時以降のキャンセルは有料となります。キャンセル料金は技能教習及び技能検定料金の50%となります。

5 オプションプランについて

安心プランは途中追加することができません。なお全てのオプションプランはキャンセルすることができません。

6 各種期限について

- ① 教習期限・・・ 教習を開始してから、教習を修了しなければならない期限のこと。
(普通・準中型・中型・大型・二輪車・二種 9ヶ月 / けん引・大特・限定解除審査 3ヶ月)
- ② 修了検定期限・・・ 修了検定合格後、3ヶ月以内に仮運転免許証を取得して下さい。
- ③ 卒業検定期限・・・ 全ての教習を修了した日から3ヶ月以内に、卒業検定に合格して下さい。
- ④ 仮運転免許証の有効期限・・・ 仮運転免許学科試験に合格した日から6ヶ月以内に卒業検定に合格して下さい。
- ⑤ 法令及び当所の規定に基づく教習課程を、全て上記期間内に修了する必要があります。

7 教習開始期限について

入所手続き後、1年を経過しても教習を開始しない場合は、退所扱いとなります。

8 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、日常の教習業務に利用するほか、教習事業に関連するアフターサービス、各種イベント各種講習会等に関する情報のお知らせに利用します。

9 道路交通法の改正について

法律の改正により取得される免許の種類に変更があった場合には、新しい免許制度が適用されます。

10 教習料金等について

- ・お客様の教習料金の総額は _____円です。
- ・本日のご入金額は _____円です。(_____)
- ・残金は _____円です。

※上記項目3「技能教習の料金等について」に掲げますように、お客様の進捗により追加料金が必要となる場合があります。

鶴ヶ島自動車教習所 管理者 殿

入校者

私は入所申込書及び入所確認書に同意し契約します。

平成 _____年 _____月 _____日

氏名

Ⓜ

親権者(代表)

上記の申込者は未成年のため、親権者として上記の入所確認書を共に確認し、申込者が契約することに同意します。

平成 _____年 _____月 _____日

氏名

Ⓜ

電話確認

平成 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分
(_____に確認しました。)

確認者 Ⓜ